

IAJ-UIM 第1研究委員会アンケート 2022
「懲戒手続と司法の独立」

質問内容

- 1) あなたの国では、どのような嫌疑があれば、裁判官の懲戒手続が正当化されますか？職場における個人的行動だけ、それとも私生活における個人的行動も対象になりますか？複数の例を挙げてください。裁判官による判断内容が裁判官の懲戒手続の対象になりますか？いかなる状況下におけるものであれ、司法判断の内容を理由に刑事責任を問われる可能性はありますか？

裁判官は、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があったときは懲戒される。私生活における振る舞いも懲戒の対象となる。例えば、私生活において品位を辱める行状があった場合は懲戒の対象となる。裁判官が出した判決の内容が懲戒手続の対象となることはない。裁判官は、自身が出した判決の内容について刑事責任を問われることはない。

- 2) あなたの国では、裁判官の懲戒手続はどの機関が担当していますか？懲戒手続を行う機関は、罰則を科す機関と同じ機関ですか？懲戒手続を行う機関の構成はどうなっていますか？（懲戒手続を行う機関と罰則を科す機関が同じ機関でない場合は、裁判官への罰則を科さなければならない機関の構成についても）。裁判官だけで構成されていますか、司法以外の専門家のみで構成されていますか、それとも混合の構成ですか？その機関（複数の場合は複数の機関）の構成について説明してください。

裁判官に対する懲戒手続は裁判所が担当する。裁判官に対する懲戒は、当該裁判官に対して監督権を行う裁判所が申し立てた裁判手続により行われる。裁判官に対する懲戒手続を行う機関は、裁判官だけで構成される。地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の裁判官については、高等裁判所が裁判権を有し、最高裁判所及び高等裁判所の裁判官については、最高裁判所が裁判権を有する。

- 3) あなたの国では、裁判官にどのような懲戒処分を科すことができますか？その中に罷免は含まれますか？刑事事件における有罪判決が罷免につながることはありますか？

裁判官に対して科される懲戒処分は、戒告又は1万円以下の過料である。懲戒処分には免職は含まれない。犯罪で有罪判決を受けた場合、懲戒処分により免職されることはないが、弾劾裁判により罷免される可能性がある。

- 4) あなたの国の裁判官の懲戒手続では、公正な審理が行われていますか？裁判官に懲戒処分を科す決定に対する不服申立手続はありますか？懲戒手続中、当該裁判官が職務停止となることはありますか？懲戒手続中に職務停止となった裁判官は、通常通り給与を得ることができますか、それとも何らかの減収が生じますか？

裁判官に対する懲戒は、裁判手続により、公正に審理される。裁判官の懲戒について高等裁判所がした裁判官に対しては、最高裁判所に抗告することができる。懲戒手続中、裁判官の職務を停止することはできない。

- 5) あなたの国では、最近、司法の独立を侵害すると考えられるような懲戒手続に関する変更はありましたか？もある場合は、それらの変更は立法により導入されたものですか、それとも既存の法律が異なる形で適用されたものですか？具体的にお答えください。

司法の独立を損なうような懲戒手続に関する変更が行われたことはない。